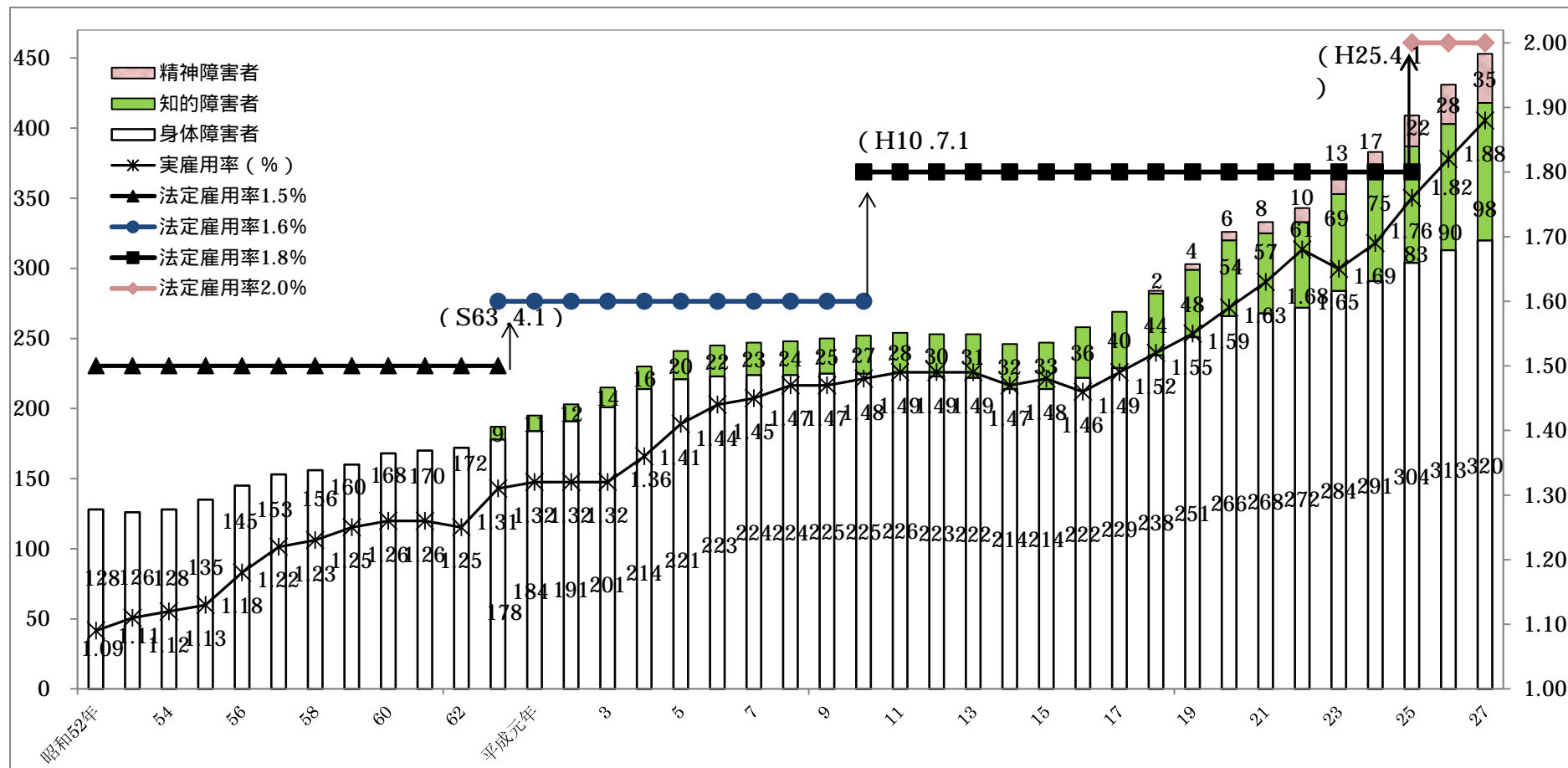


### 34. 民間企業における実雇用率と雇用労働者数の推移



資料：厚生労働省「障害者雇用状況報告」

注：本調査は、雇用義務の係る障害者数が1人以上である事業所を対象としたものである(平成26年度においては50人以上)。

### 35. 国・地方公共団体等における障害者の在職状況（障害種別）

法定雇用率 2.3%が適用される国、地方公共団体(単位：人)

(平成 27 年 6 月 1 日)

区分	障害者の数	身体障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分
国の機関	7,371.5	901	42	4,701	132	6,611.0	135.0
都道府県の機関	8,344.0	2,131	209	3,409	335	8,047.5	300.5
市町村の機関	25,913.5	6,608	421	10,107	677	24,082.5	1,327.0

区分	知的障害者の数						精神障害者の数			
	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規雇用分
国の機関	33	4	160	14	237.0	117.0	494	59	523.5	98.5
都道府県の機関	8	1	57	70	109.0	31.5	156	63	187.5	25.5
市町村の機関	60	25	489	123	695.0	106.5	1,060	151	1,135.5	162.5

(平成 26 年 6 月 1 日)

区分	障害者の数	身体障害者の数					
		a . 重度身体障害者	b . 重度身体障害者である短時間勤務職員	c . 重度以外の身体障害者	d . 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e . 計	
						$a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f . うち新規雇用分
国の機関	7,326.0	910	38	4,703	132	6,627.0	84.0
都道府県の機関	8,284.5	2,097	204	3,446	362	8,025.0	311.0
市町村の機関	25,265.0	6,389	418	10,138	670	23,669.0	1479.0

区分	知的障害者の数						精神障害者の数			
	a . 重度知的障害者	b . 重度知的障害者である短時間勤務職員	c . 重度以外の知的障害者	d . 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e . 計		c . 精神障害者	d . 精神障害者である短時間勤務職員	e . 計	
					$a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f . うち新規雇用分			$c + d \times 0.5$	f . うち新規雇用分
国の機関	36	4	162	14	245.0	115.0	434	40	454.0	96.5
都道府県の機関	8	5	48	58	98.0	29.5	133	57	161.5	25.5
市町村の機関	57	27	434	130	640.0	177.0	887	138	956.0	119.5

(平成25年6月1日)

区分	障害者の数	身体障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計	
						$a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分
国の機関	7,371.0	941	30	4,753	119	6,724.5	110.0
都道府県の機関	8,136.0	2,070	184	3,403	353	7,903.5	344.5
市町村の機関	24,792.0	6,269	375	10,140	614	23,360.0	1550.0

区分	知的障害者の数						精神障害者の数			
	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計		c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計	
					$a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分			$c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分
国の機関	33	6	176	28	262.0	104.5	360	49	384.5	51.0
都道府県の機関	6	1	37	76	88.0	13.5	115	59	144.5	27.0
市町村の機関	64	20	424	101	622.5	167.5	757	105	809.5	118.0

(平成24年6月1日)

区分	障害者の数	身体障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d$ $\times 0.5$	f. うち新規雇用分
国の機関	7,105.0	917	30	4,617	93	6,527.5	146.5
都道府県の機関	7,882.0	2,005	154	3,403	292	7,713.0	253.0
市町村の機関	23,730.5	6,006	345	9,956	540	22,583.0	1171.0

区分	知的障害者の数						精神障害者の数			
	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 $c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分
国の機関	39	1	174	31	268.5	143.5	299	20	309.0	37.5
都道府県の機関	3	0	25	70	66.0	24.0	91	24	103.0	10.0
市町村の機関	31	17	369	95	495.5	95.5	613	78	652.0	78.0

法定雇用率 2.2%が適用される都道府県等の教育委員会 (単位：人)

(平成 27 年 6 月 1 日)

区分	障害者の数	身体障害者の数					
		a . 重度身体障害者	b . 重度身体障害者である短時間勤務職員	c . 重度以外の身体障害者	d . 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e . 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f . うち新規雇用分
教育委員会	14,216.5	3,401	157	6,120	327	13,242.5	817.5

区分	知的障害者の数					精神障害者の数				
	a . 重度知的障害者	b . 重度知的障害者である短時間勤務職員	c . 重度以外の知的障害者	d . 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e . 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f . うち新規雇用分	c . 精神障害者	d . 精神障害者である短時間勤務職員	e . 計 $c + d \times 0.5$	f . うち新規雇用分
教育委員会	50	3	264	63	398.5	159.5	541	69	575.5	129.5

(平成 26 年 6 月 1 日)

区分	障害者の数	身体障害者の数					
		a . 重度身体障害者	b . 重度身体障害者である短時間勤務職員	c . 重度以外の身体障害者	d . 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e . 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f . うち新規雇用分
教育委員会	13,930.5	3,346	143	6,039	299	13,023.5	830.5

区分	知的障害者の数						精神障害者の数			
	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 $c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分
教育委員会	45	6	267	99	412.5	147.0	464	61	494.5	162.0

(平成 25 年 6 月 1 日)

区分	障害者の数	身体障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分
教育委員会	13,581.0	3,319	141	5,968	253	12,873.5	952.0

区分	知的障害者の数						精神障害者の数			
	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 $c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分
教育委員会	39	9	200	116	345.0	186.0	327	71	362.5	118.0

(平成24年6月1日)

区分	障害者の数	身体障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分
教育委員会	12,677.5	3,186	119	5,592	202	12,184.0	771.0

区分	知的障害者の数						精神障害者の数			
	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 $c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分
教育委員会	33	4	153	62	254.0	134.5	228	23	239.5	58.0



独立行政法人等における障害者数（法定雇用率 2.3%）(単位：人)

(平成 27 年 6 月 1 日)

区分	障害者の数	身体障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分
独立行政法人等	9,527.5	2,123	138	2,878	139	7,331.5	924.5

区分	知的障害者の数						精神障害者の数			
	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 $c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分
独立行政法人等	299	10	566	19	1,183.5	204.5	968	89	1012.5	289.5

(平成 26 年 6 月 1 日)

区分	障害者の数	身体障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分
独立行政法人等	9,178.0	2,030	120	2,942	143	7,193.5	813.5

区分	知的障害者の数						精神障害者の数			
	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計		c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計	
					$a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分			$c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分
独立行政法人等	286	4	509	11	1,090.5	224.0	860	68	894.0	249.5

(平成25年6月1日)

区分	障害者の数	身体障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計	
						$a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分
独立行政法人等	8,369.0	1,883	105	2,803	127	6,737.5	949.5

区分	知的障害者の数						精神障害者の数			
	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計		c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計	
					$a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分			$c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分
独立行政法人等	254	7	401	9	920.5	200.5	681	60	711.0	198.0

(平成24年6月1日)

区分	障害者の数	身体障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分
独立行政法人等	7,647.0	1,765	79	2,686	97	6,343.5	765.5

区分	知的障害者の数						精神障害者の数			
	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 $c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分
独立行政法人等	207	5	354	6	776.0	180.5	503	49	527.5	140.5

注1 欄の「障害者の数」とは のe欄の計である。

2 a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。

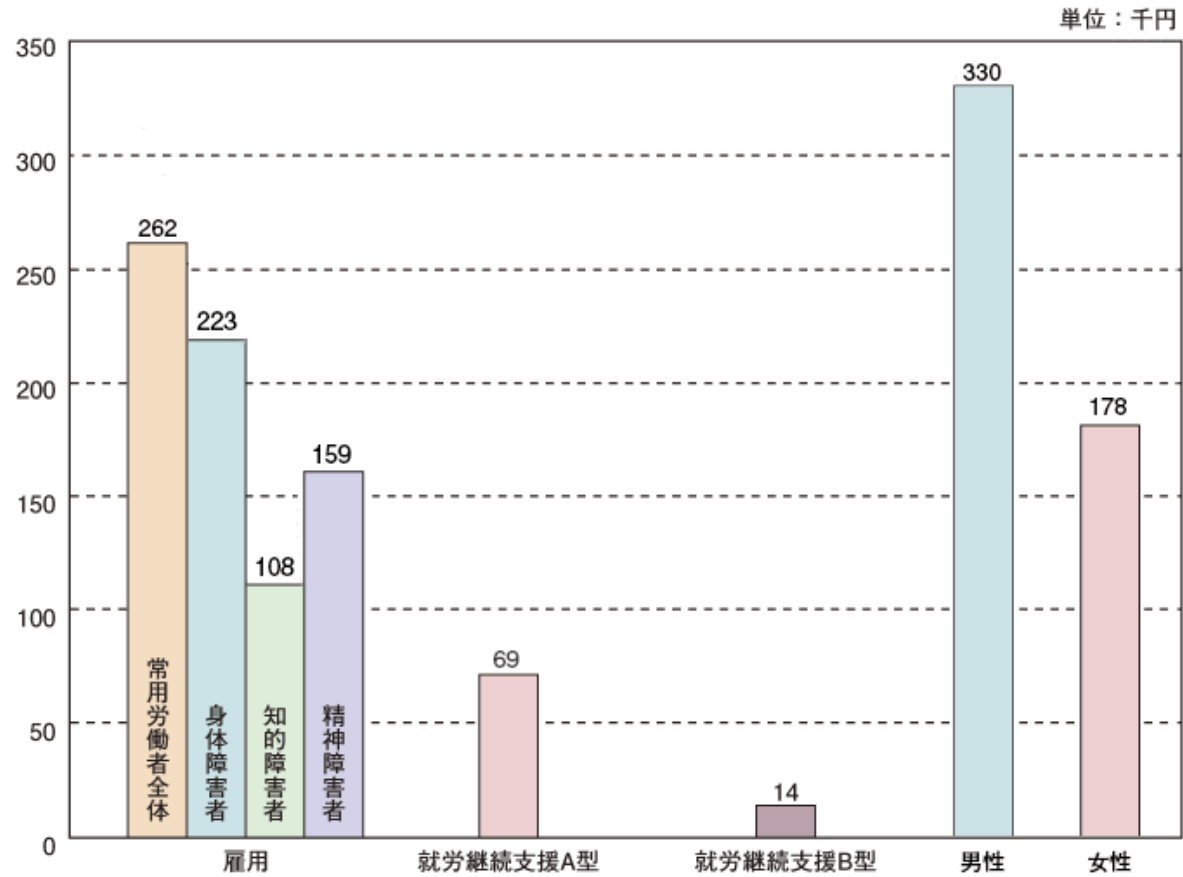
3 d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 のa.c欄及び のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、 のb欄及び のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5 f欄の「うち新規雇用分」は、前年6月2日から当年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

### 36.賃金・工賃の平均月額



資料：「常用労働者全体」：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（平成26年12月）

「雇用」：厚生労働省「障害者雇用実態調査」（平成25年）

「就労継続支援A・B型事業所」：厚生労働省「工賃（賃金）月額実績報告」（平成25年度）

### 37. ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

		障害者計	身体障害者																		
			視覚障害			聴覚・言語障害		肢体不自由						脳病変						内部障害	
			うち重 度	うち重 度	うち重 度	うち重 度	うち重 度	うち重 度	上 肢	うち重 度	下 肢	うち重 度	体 幹	うち重 度	脳病変 ( )	うち重 度	うち重 度	うち重 度	うち重 度		
																				うち重 度	うち重 度
就 職 件 数 (件)	平成 23 年度	59,367	24,864	9,678	2,108	1,296	4,113	2,286	13,098	2,647	4,828	1,312	6,975	860	1,009	319	286	156	5,545	3,449	
	平成 24 年度	68,321	26,573	10,296	2,255	1,368	4,211	2,334	14,331	2,938	5,195	1,480	7,679	963	1,186	359	271	136	5,776	3,656	
	平成 25 年度	77,883	28,307	11,069	2,364	1,390	4,383	2,462	15,181	3,247	5,385	1,621	8,214	1,091	1,269	364	313	171	6,379	3,970	
	平成 26 年度	84,602	28,175	11,181	2,267	1,411	4,373	2,427	15,149	3,334	5,297	1,647	8,280	1,120	1,246	389	326	178	6,386	4,009	

「脳病変」とは、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を指す。

(単位：人)

		知的障害者		精神障害者	その他の障害者
			うち重度		
就職件数(件)	平成 23 年度	14,327	3,547	18,845	1,331
	平成 24 年度	16,030	3,940	23,861	1,857
	平成 25 年度	17,649	4,207	29,404	2,523
	平成 26 年度	18,723	4,248	34,538	3,166

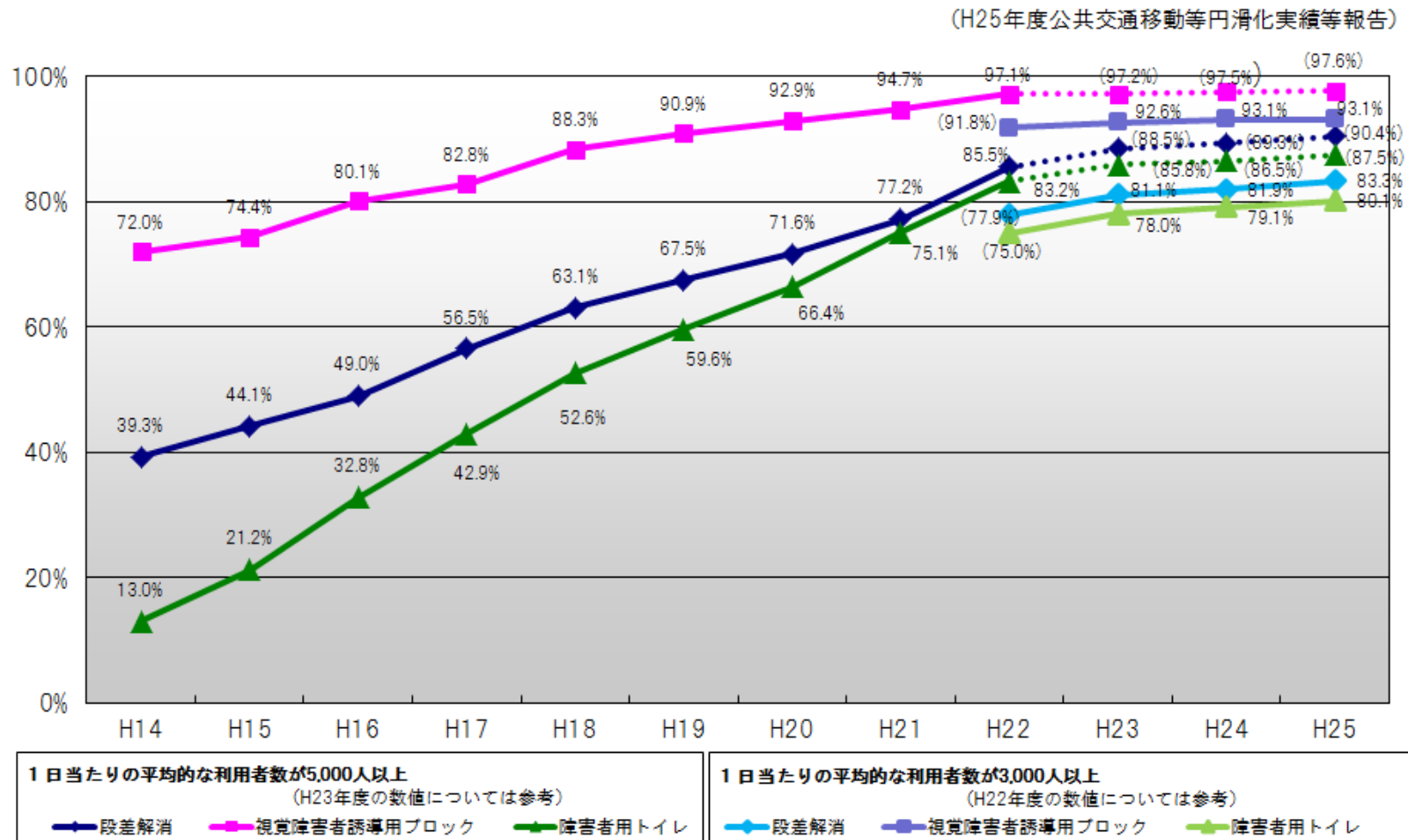
### 38. バリアフリー化整備目標

		2010年度末 <sup>1</sup>	2011年度末 <sup>1</sup>	2012年度末 <sup>1</sup>	2013年度末 <sup>1</sup>	2020年度末までの目標	
鉄軌道	鉄軌道駅	77.8%	81.0%	81.8%	83.3%	3000人以上を原則100% この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	ホームドア・可動式ホーム柵	484駅	519駅	564駅	583駅	約800駅 <sup>2</sup>	
	鉄軌道車両	49.5%	52.8%	55.8%	59.5%	約70%	
バス	バスターミナル	82.5%	80.4%	82.7%	82.0%	3000人以上を原則100% その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	乗合バス車両	ノンステップバス	35.5%	38.4%	41.0%	43.9%	約70% (対象から適用除外認定車両(高速バス等)を除外)
		リフト付きバス等	3.0%	3.3%	3.6%	3.9%	約25% (リフト付バス又はスロープ付きバス。適用除外認定車両(高速バス等)を対象)
船舶	旅客船ターミナル	84.2%	86.7%	87.5%	87.5%	3000人以上を原則100% 離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	旅客船	18.1%	20.6%	24.5%	28.6%	約50% 5000人以上のターミナルに就航する船舶は原則100% その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化	
航空	航空旅客ターミナル	92.3%	89.3%	84.8%	84.8%	3000人以上を原則100% その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	航空機	81.4%	86.1%	89.2%	92.8%	100% <sup>2</sup>	
タクシー	福祉タクシー車両	12,256台	13,099台	13,856台	13,978台	約28,000台	
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	74%	77%	81%	83%	原則100%	
都市公園	移動等円滑化園路	47.0%	48.1%	48.3%	48.7%	約60%	
	駐車場	39.0%	43.6%	44.1%	44.4%	約60%	
	便所	32.2%	32.8%	33.3%	33.8%	約45%	
路外駐車場	特定路外駐車場	45.5%	47.3%	50.8%	53.5%	約70%	
建築物	床面積2000㎡以上の特別特定建築物の床面積の総ストック	48.7%	50.1%	51.8%	53.5%	約60%	
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	96%	98%	97%	98%	原則100%	

<sup>1</sup> 旅客施設は段差解消済みの施設の比率。1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

<sup>2</sup> 交通政策基本計画により目標設定。その他の目標は移動等円滑化の促進に関する基本方針により設定。

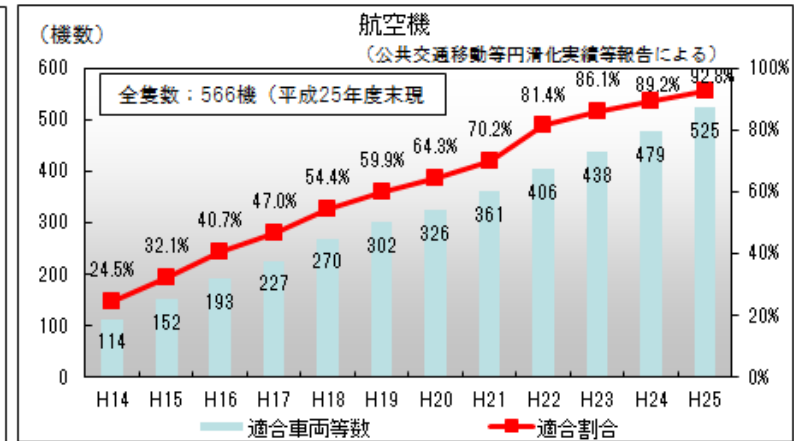
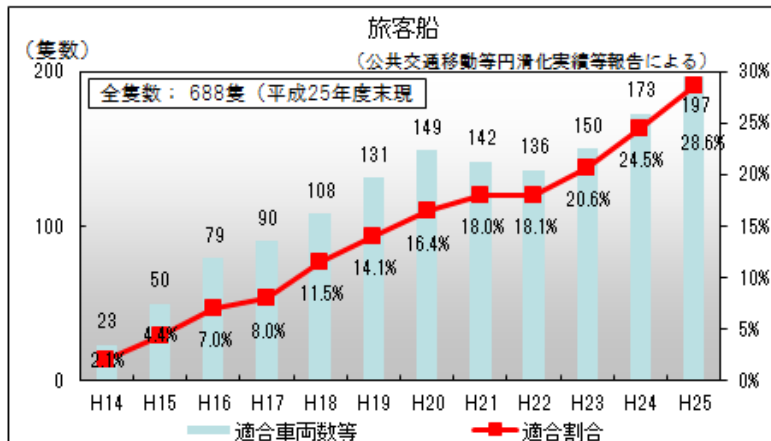
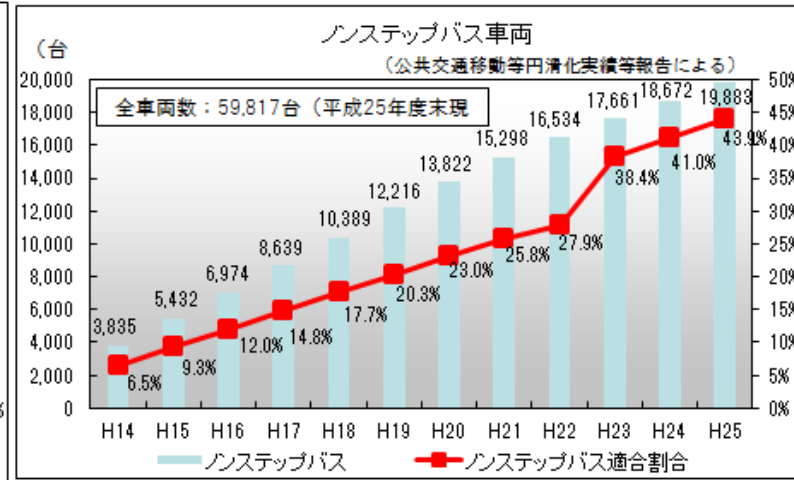
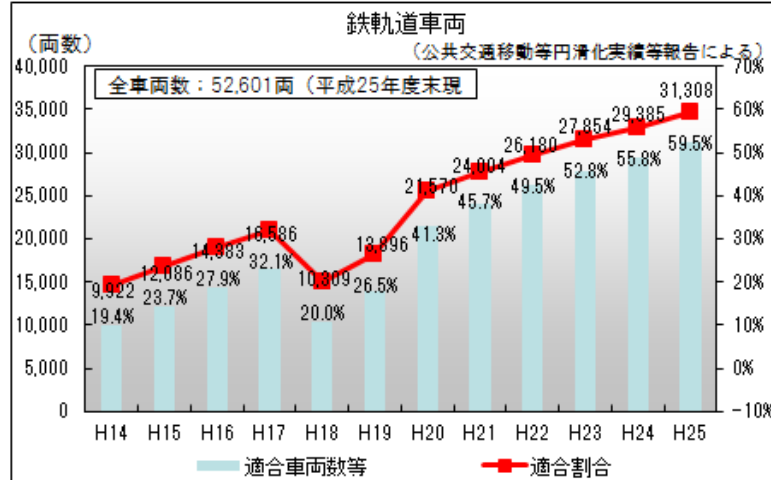
### 39. 旅客施設におけるバリアフリー化の推進





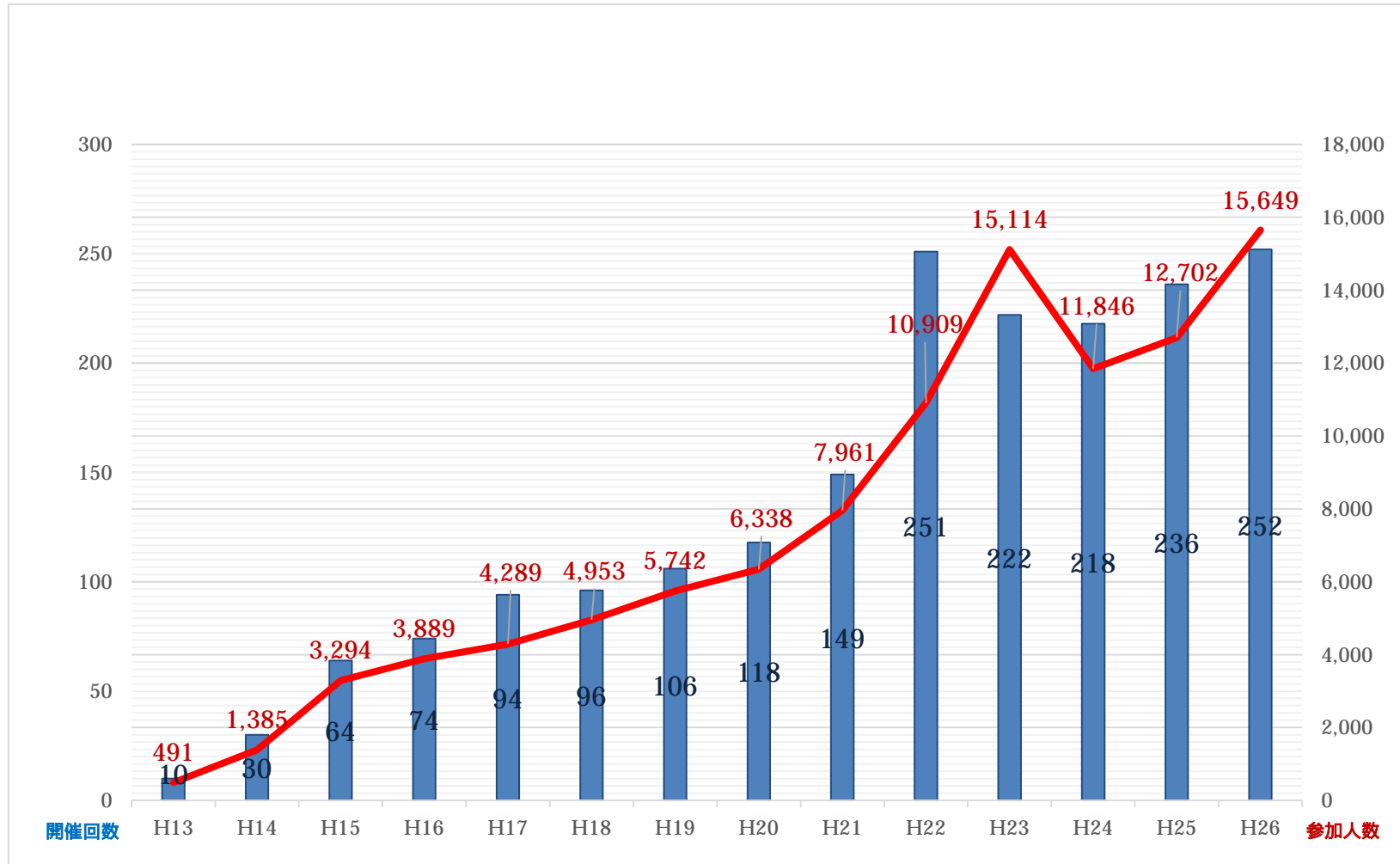
#### 40. 車両等のバリアフリー化の推移

公共交通移動等円滑化実績等報告(平成25年度末現在)による



#### 41. バリアフリー教室の参加人数の推移

(国土交通省調査)



## 42. 字幕放送等の実績（平成26年度）

	NHK（総合）	NHK（教育）	在京キー5局 <sup>1</sup>	在阪準キー4局 <sup>2</sup>	在名広域4局 <sup>3</sup>	全国系列ローカル局 （在阪準キー4局及び在名広域4局を除く101社）	左記以外のローカル局（13社）
字幕放送 <sup>4</sup>	86.9%	71.5%	98.0%	96.6%	92.8%	74.0%	16.8%
解説放送 <sup>5</sup>	10.4%	15.3%	6.1%	6.2%	5.2%	4.3%	0.3%
手話放送	0.2%	2.6%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.5%

1 在京キー5局：日本テレビ放送網(株)、(株)TBSテレビ、(株)テレビ朝日、(株)フジテレビジョン、(株)テレビ東京

2 在阪準キー4局：(株)毎日放送、朝日放送(株)、読賣テレビ放送(株)、関西テレビ放送(株)

3 在名広域4局：(株)CBCテレビ、東海テレビ放送(株)、名古屋テレビ放送(株)、中京テレビ放送(株)

4 2週間のサンプル週（平成26年5月26日（月）～6月1日（日）及び12月1日（月）～12月7日（日））における調査結果。

字幕放送番組とは、7時から24時までの間に放送される番組のうち、次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組をいう。

- ・技術的に字幕を付すことができない放送番組（例 現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組）
- ・外国語の番組
- ・大部分が器楽演奏の音楽番組
- ・権利処理上の理由等により字幕を付すことができない放送番組

5 解説放送番組とは、7時から24時までの間に放送される番組のうち、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除くすべての放送番組をいう。なお「権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組」とは次に掲げる放送番組である。

- ・権利処理上の理由により解説を付すことができない放送番組
- ・2か国語放送や副音声など2以上の音声を使用している放送番組
- ・5.1ch サラウンド放送番組
- ・主音声に付与する隙間のない放送番組

1. この資料は、平成26年度の字幕放送等の実績の調査結果に基づき作成している。

2. マルチ編成を行っている場合には、放送時間は、チャンネルごとの放送時間を合計したもの。